

第6章 実現に向けた施策の方針

8つの基本方針に基づく基本施策ごとの具体的な取り組みを、以下のように示します。

1. 市民に愛され、誇れる緑の拠点づくりを進めます

八戸市民のニーズ等を踏まえた緑の拠点整備

長根公園等の既存公園の再整備

市内には、長根公園や八戸公園、南部山公園等の多様な機能を有する大規模な公園が整備されていますが、市民ニーズの多様化や公園施設の老朽化等を背景に、見直しが求められている公園があります。そのため、公園の立地特性や公園相互の機能連携、レクリエーションニーズ等を踏まえて、本市を代表する公園として再整備を進めます。



長根公園

なお、長根公園については、機能更新に合わせて、森、芝生広場などの整備をすすめ、様々な活動や交流ができる憩いのスペース（セントラルパーク）を形成します。

新たな大規模公園の整備

近年、自然環境への関心が高まっており、自然とふれあう機会の創出が求められています。本市の豊かな樹林地や農地を活用して、キャンプ場や野鳥等を観察する環境学習の場、農業活動を通じたふれあいの場を有する公園の整備について検討します。



環境学習イメージ

是川縄文遺跡等の史跡の活用

八戸市には是川縄文遺跡や根城跡等、歴史資源が多く見られます。これらの資源のうち、市民の憩いの場として整備が可能なものについては、整備基本計画を策定し関係機関との協議の上、史跡の保全を図りつつ利便性のある施設を整備し、歴史と緑が調和した空間づくりを進めます。



是川縄文遺跡

2. 新たな八戸のイメージづくりを図ります

緑の演出による八戸の「顔」づくり

主要施設の緑による演出

JR 八戸駅や本八戸駅、陸奥湊駅前、来街者等が八戸のイメージを形成する重要な場所であるため、駅を中心として市民の木「イチイ」等を利用した植栽、プランターの設置等、建物と調和した美しい緑空間の形成に努めます。

公共施設、集客施設については、限られた空間を有効に活用した緑化（壁面緑化やプランター緑化等）を誘導します。



JR本八戸駅

中心市街地の緑による演出

本市の中心市街地は、市庁舎等の公共施設や商業・業務、教育・文化機能が集積し、多様な都市サービスを提供する八戸都市圏の「顔」としての役割を担っています。しかし、中心市街地を有する中央地域は、他の地域より緑被率が低い状況にある等、来街者をもてなすための緑が相対的に不足しています。

今後は、中心市街地の貴重な緑である三八城公園等の公園やポケットパーク、街路樹等の整備の充実を図るとともに、社寺境内林の保全、市庁舎等の公共施設や商業・業務施設の緑化を推進し、彩りとやすらぎのある中心市街地の形成に努めます。



中心市街地

緑の景観づくり

緑の景観づくり

「海、まち、自然、暮らしのえがおを輝かせる景観形成」を目標とした八戸市景観形成基本計画に基づき、本市の特性を活かした緑の景観づくりを進めます。

また、公園や街路樹の植栽、民有地の緑化を進める際は、市民の木であるイチイを始めとした八戸の風土にあった樹種を植栽し、八戸らしさの感じられる景観づくりを積極的に進めます。

景観を見る眺望点の整備

南部山公園や館鼻公園には、風景を眺めることができる眺望点が整備されており、市街地や港湾を一望することができます。

海岸から丘陵地へ緩やかに上がる地形を活かして、自然環境との調和を図りながら、身近に市街地や海岸を望むことができる眺望点やアクセスするための園路整備を一体的に進めます。



南部山公園からの眺め



三八城公園からの眺め



館鼻公園からの眺め

3. 潤いある緑豊かな生活環境づくりを進めます

身近な公園・緑地の整備

身近な公園の再整備

街区公園や近隣公園等の身近な公園は、日常的な憩いの場やレクリエーションの場として利用されていますが、整備されている公園の中には、施設の老朽化や高齢者への配慮不足、防犯上危険なところ等、問題を抱えているものがあります。

そのため、地域住民との協働のもと、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインによる公園の再整備を進めます。

また、身近な公園は、災害時の避難の場としても機能するため、必要に応じて耐震性貯水槽や耐火性の高い樹種の植栽等、防災に配慮した整備を行います。



三八城公園

新たな都市公園の整備

八戸駅西土地区画整理事業等の新たな基盤整備が進められている地域においては、適正な都市公園の配置を行います。

また、都市計画決定された都市公園のうち、面積にして約43%が未整備となっているため、これらの未整備公園は、地域住民の意向を踏まえながら整備を推進します。



新井田公園

多様な公園・緑地の整備

多様化するニーズに応じて公園や緑地を整備することは、高密度な土地利用が行われている市街地においては、難しい状況にあります。このため、民有地のまま土地を借りて公園として整備する借地公園や、公民館や学校等の公共施設と一体的な緑地を整備する等、都市公園にとらわれない多様な手法による公園・緑地の整備を進めます。



市立図書館と一体的な緑地

公園緑地で展開される取り組み

<p>市民参加の公園づくりの推進</p> <p>子供から大人まで様々な人々による植樹の実施など、市民が参加する公園整備を進めています。</p>  <p>(びわこ東洋青森の森、富岡守山作)</p>	<p>健康運動活動の推進</p>  <p>地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、健康の維持や増進に寄与しています。</p> <p>(新青森青年記念公園、山口早山口市)</p>
<p>環境学習の推進</p> <p>ネイチャーゲーム等を通じた実体験から、環境について学ぶことができる場として活用されています。</p>  <p>(園田水習三川公園、岐阜県川島町)</p>	<p>生涯学習の推進</p> <p>人々が年齢にかかわらず、自然体験活動に参加できるよう、様々なプログラムを提供しています。</p>  <p>(園宮みちのく社の楽野公園、宮城県川崎町)</p>
<p>市民による管理の推進</p>  <p>市民による樹林地の下刈り等の活動により、良好な環境を形成する緑地を適切に保全しています。</p> <p>(第1号太田と谷作良の森、埼玉美郷と島内)</p>	<p>ユニバーサルデザインの推進</p>  <p>レイズドベッドの整備、段差の解消等を始めとする、誰もが利用しやすい公園づくりを行っています。</p> <p>(大塚緑地、大塚新城市)</p>

資料：国土交通省パンフレット

公共公益施設の緑化

学校の緑化

学校は地域の中核的な施設であり、地域のシンボルにもなっています。そのため、緑化についても地域のシンボルとなるように、校庭周りの緑化や校庭の芝生化、学校の校庭を利用した森づくり等、多様な緑化に取り組みます。

また、市内の学校においては、子どもたちが身近に昆虫や魚等の生き物とのふれ合う機会が減ってきていることを背景に、多様な生き物が生息できる環境（ビオトープ）づくりに取り組んでいるところがみられます。今後も、教職員やPTA等の協力を得ながら、環境学習の場としても活用できるビオトープの整備を進めていきます。



学校

道路の緑化

市内の国・県・市道の緑化率は約8%と、いまだ十分とはいえない状況にあります。また街路樹についても、植栽樹種（歩道幅員が狭いにもかかわらず中高木が植えられている等）や落葉・害虫対策、剪定等の維持管理面で課題がみられます。

街路樹の整備にあたっては、八戸の風土、道路の位置や幅員、沿道建物の状況等に配慮した樹種や植栽方法を、市民との協働により選定し進めます。また、街路樹整備だけでなく沿道建物の緑化等、官民が一体となった緑化に努めます。

特に市の骨格的な道路、中心市街地や主要な施設、観光地を結ぶ道路については、市のイメージを形成する上で重要な道路であるため、電線地中化とともに歩道や中央分離帯への街路樹の植栽、生垣づくりやプランター緑化、壁面緑化等による沿道建築物の緑化といった多様な手法を用いて、国や県と連携しながら総合的かつ戦略的な緑化に取り組みます。



沿道緑化

その他の公共公益施設の緑化

公園や供給・処理施設などの公共施設や、官公庁、病院、公民館などの公益施設においても、利用する人の目を楽しませ地域に潤いを与える緑化を、地域住民との協働により積極的に進めていきます。

また、公共公益施設は、地域における緑化の手本となるように、施設の特性に応じた緑化を積極的に推進します。



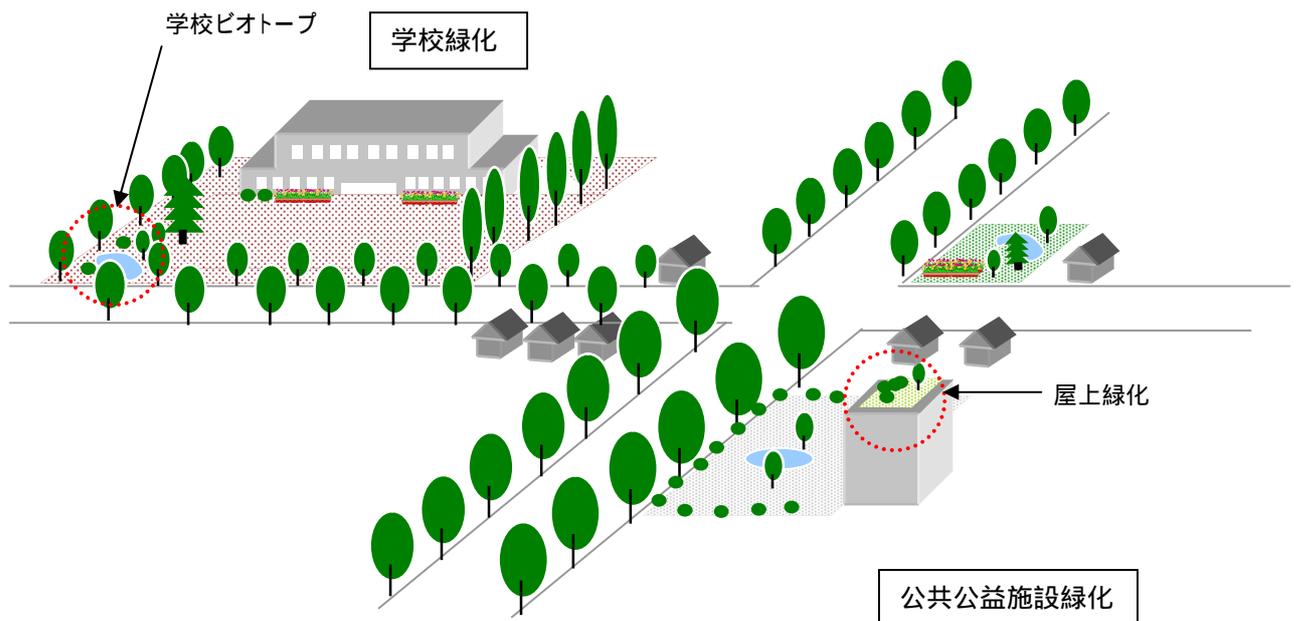
公民館

地域特性を踏まえた緑化

都市の緑化は、都市に潤いを与える一方で、その維持管理には、枯れ葉や病害虫の発生、成長による剪定などが必要で、適切な維持管理が不可欠です。

道路はもとより学校等の公共公益施設については、このようなことを予め考慮して、市民との協働により適材適所の植栽や八戸の在来樹種の植栽による緑化を進めていきます。

学校、道路等の緑化のイメージ



民有地の緑化

住宅地の緑化

緑が多く潤いのある住宅地を形成するためには、各住宅において生垣づくりやプランター緑化等のきめ細かい取り組みが必要です。そのため、生垣設置奨励補助金制度の充実と周知、地区計画の締結の誘導を図ります。

また、生垣は、延焼を防ぐ等の防災の役割を果たすことから、火に強い樹木(防火樹)の植栽を働きかけます。



住宅地の緑化

本市の気候に合うとともに生垣に適した防火樹(市パンフレット)



商業地の緑化

商業地については、商店会や商業者の協力のもと、商店前へのプランターやフラワーポット設置による緑化、駐車場内の緑化、空き地等の小さなスペースを活用したポケットパークの整備を進めていきます。

また郊外の大型店については、接道面等の積極的な緑化を働きかけていきます。

工場等の事業所の緑化

工場立地法では、製造業等の特定の業者がある一定規模(敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上)の工場を新設・増設する場合、緑化が義務付けられています。

また、八戸ハイテクグリーンパーク内の企業は、緑化に関する基準を設けた協定を締結し潤いのある環境づくりに努めています。



工場地

今後とも良好な環境形成を進めるため、大規模な事業所集積地については、緑化に関する協定の締結や一層の緑化推進を働きかけ、小規模な事業所についても、できる限りの緑化を誘導していきます。

また、土砂採取場などの土石採取により緑が失われている場所については、事業完了後の緑の回復を指導します。

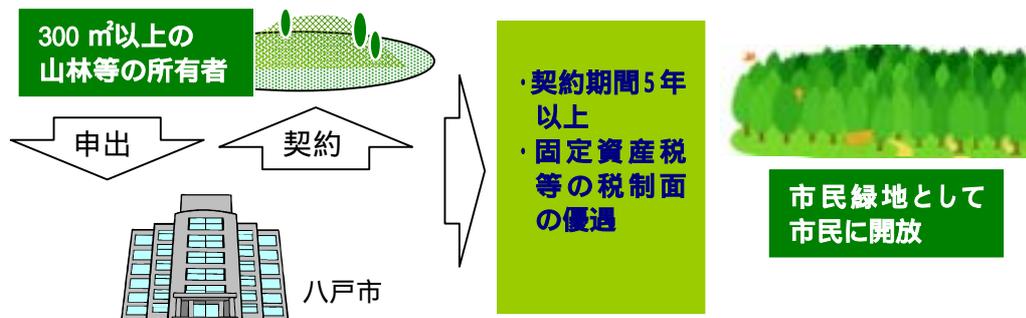
4. 八戸の風土・樹林地、農地等の保全を図ります

樹林地の保全

市民緑地制度を活かした樹林地の保全

市街地内の樹林地や市街地周辺部の里山については、適正な維持管理を図るとともに気軽に緑にふれあう場として利用するため、所有者やボランティア団体等との連携のもと、「都市緑地保全法」に基づく市民緑地に指定し、保全を図ります。

市民緑地ができるまで



保存樹・保存樹林の指定による保全

市街地に残る古木やまとまった樹林地は、地域の歴史を物語る資源であり、街並みに風格を与え、地域のシンボルとなっているものが多く見られます。このため、これらの樹木・樹林地については、「都市の美観風致を維持するための樹木に関する法律」に基づく保存樹・保存樹林の指定を行い積極的に保全に努めます。

また、保存樹、保存樹林を枯損等から守るために、所有者への維持管理費の助成や樹木医の派遣等の支援を行います。



神明宮の御神木



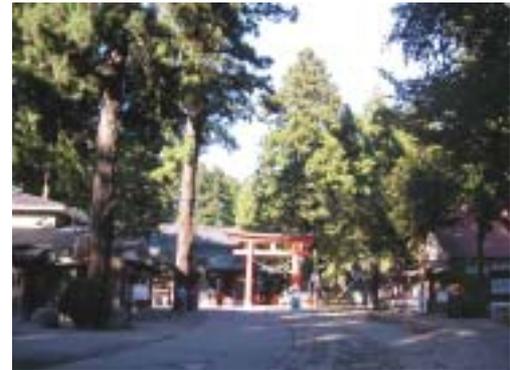
対泉院のイチヨウ

緑地保全地区の指定による保全

環境保全や景観形成、防災上、特に重要かつ良好な樹林地については、「都市緑地保全法」に基づく緑地保全地区の指定を検討します。

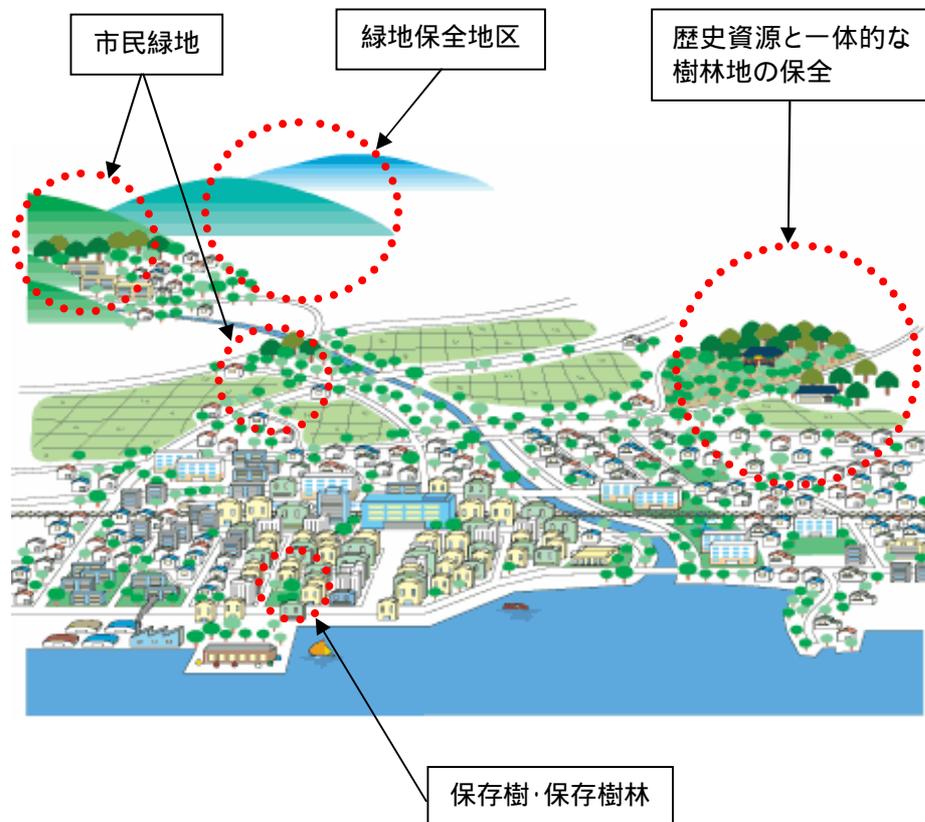
歴史資源と一体的な樹林地の保全

市内には、櫛引八幡宮や長者山、対泉院等の歴史のある社寺と後背の樹林地とが一体となった、趣のある景観が残されています。今後も、これらの社寺と一体となった樹林地の保全を図ります。特に保全が必要な樹林地については、歴史資源と一体的な文化財指定あるいは保存樹・保存樹林の指定を検討します。



櫛引八幡宮

緑地の保全施策の展開イメージ



水源涵養林の保全

市では、蟹沢水源上流域の樹林地を取得し、水源涵養機能を発揮できる樹林地「水源涵養林」を保全しています。今後も適正な維持管理のもと樹林地の保全を図るとともに、面積の拡大に努めていきます。

市街地後背の樹林地の保全

市街地の周囲に広がる樹林地は、馬淵川や新井田川等の水源の涵養、生き物の生息空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を果たしています。今後とも地域森林計画対象民有林や保安林の指定等を継続させつつ、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。



保安林

農地の保全

優良農地の保全

市内の農地は、稲作や野菜づくり等の生活を支える基盤であるとともに、身近な生き物の生息環境等、多様な役割を果たしています。これらの機能を維持するためにも、「農業振興地域の整備に関する法律」の適正な運用を図り、優良な農地の保全に努めます。また、認定農業者の確保や新規就農者の支援を行ない、農業を担う人材を育成します。



農地

農地と一体にある農業用排水路は、用水の供給とともに生き物の生息環境等の役割もあるため、用水路の整備に際しては自然環境に十分に配慮します。

休耕地の有効活用

市街地内やその周辺部においては、後継者不足や減反等により耕作が行われていない休耕地がみられます。これらの農地については、市民農園としての活用や景観作物の栽培等多様なニーズに応じた利用を検討します。

5. 「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

県立自然公園の保全

自然環境の保全

市内には、天然記念物のウミネコ繁殖地「蕪島」や種差海岸等を含み名勝にも指定されている県立自然公園があります。

県立自然公園には、この地方独特の貴重な海浜植物が見られ、またキャンプ場や海水浴場、遊歩道がある等、市を代表する自然観光地となっています。

しかし、貴重な植物の盗掘や本来この地域にはない植物の混入、観光地としての施設の充実等、自然環境の保全を図る上で多くの課題を抱えており、今後は自然公園法や文化財保護法等、関係法令の適正運用や関係機関・団体との連携による自然環境の保全を図るとともに、観光地としての魅力向上に努めます。



種差海岸

植生管理計画の策定

ハマナスやニッコウキスゲ等の貴重な植物が生息している県立自然公園においては、観光地ということもあり、地域住民や関係団体による植物の維持管理が行われていますが、種差海岸の天然芝に代表される植物の維持管理の方針が定まっていない等の課題があります。今後は、関係機関・団体との協議を行いながら、貴重な植物を守るために植生管理計画を策定し、この計画に基づく適正な管理を行います。



ニッコウキスゲ等の貴重な植物

緑による海辺の魅力化

八戸港の魅力化

工場等の産業系の施設が多く立地する港湾地区は、人工的に造成された土地に類似する施設がまとまっているため、緑の量は不足し無機質な景観が広がり、市民が気軽に海辺に親しめる空間も限られています。また、市街地に近接して石油コンビナートがある等、防災上問題が見られるところもあります。

そのため、海辺のレクリエーションの場づくり、就業環境としての質の向上、防災の視点から、港湾緑地の整備や港湾施設の緑化に取り組みます。

また、本市には、特定第三種漁港である八戸漁港及び、第一種漁港の種差漁港や大久喜漁港等がありますが、緑が少なく潤いに欠ける状況にあります。

このため、景観の保持や美化を図り、快適で潤いのある漁港環境の形成を目指し、植樹や遊歩道整備等を進めます。



ポートアイランド



八戸漁港

河川の緑の保全と活用

河川の自然環境の保全

市内には、馬淵川や新井田川をはじめとして、多くの河川があり都市におけるオアシス空間となっています。

しかし、一部では水害対策を重視した護岸整備等により、河川が本来持つ水辺空間の豊かさが損なわれている部分も見られます。

そのため、今ある良好な自然環境の保全を図るとともに、生物環境に配慮した護岸整備を行う等、水面と周辺の緑が一体となった自然環境の保全に努めます。



新井田川

河川の魅力化

河川は、生活に潤いを与えると同時に多様な生き物の生息空間となる等、貴重な自然環境となっています。

この河川の持つ豊かな自然を、より身近なものとするために、都市公園等と河川が一体となった親水施設の整備や、河川敷内の園路整備等、多くの人が水辺に親しめ憩える空間づくりを進めます。



水辺の楽校整備イメージ

ため池の保全と活用

ため池の保全と活用

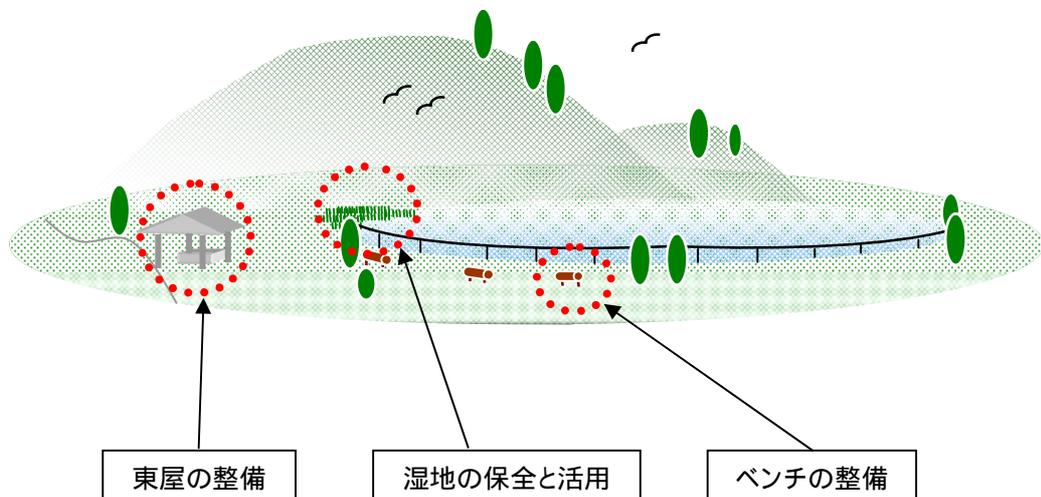
市内に散在するため池は、農業用水の貯水の間としてだけでなく、動植物の生息場所として、豊かな水辺空間を有しているものもあり、これらのため池については、今後とも保全に努めます。

一方、憩いの場や環境学習の場として活用できるため池については、安全性に配慮しながらベンチや東屋等の整備を進めます。



ため池

ため池活用イメージ図



6. 樹木・草花・水辺による水と緑のネットワークづくりに取り組みます

水と緑のネットワークづくり

河川を活かしたネットワーク

八戸市の市街地は、海に近接していますが、気軽に海辺にアクセスできるルートは限られているため、馬淵川等の河川を利用した「海」と「市街地」とを快適に繋ぐ水と緑のネットワークの形成を図ります。さらに支流である浅水川や松館川等についても遊歩道整備を行ない、散策路や避難路、さらには生き物の移動ルートとしての役割を果たす水と緑のネットワークの形成に努めます。



馬淵川

道路を活かしたネットワーク

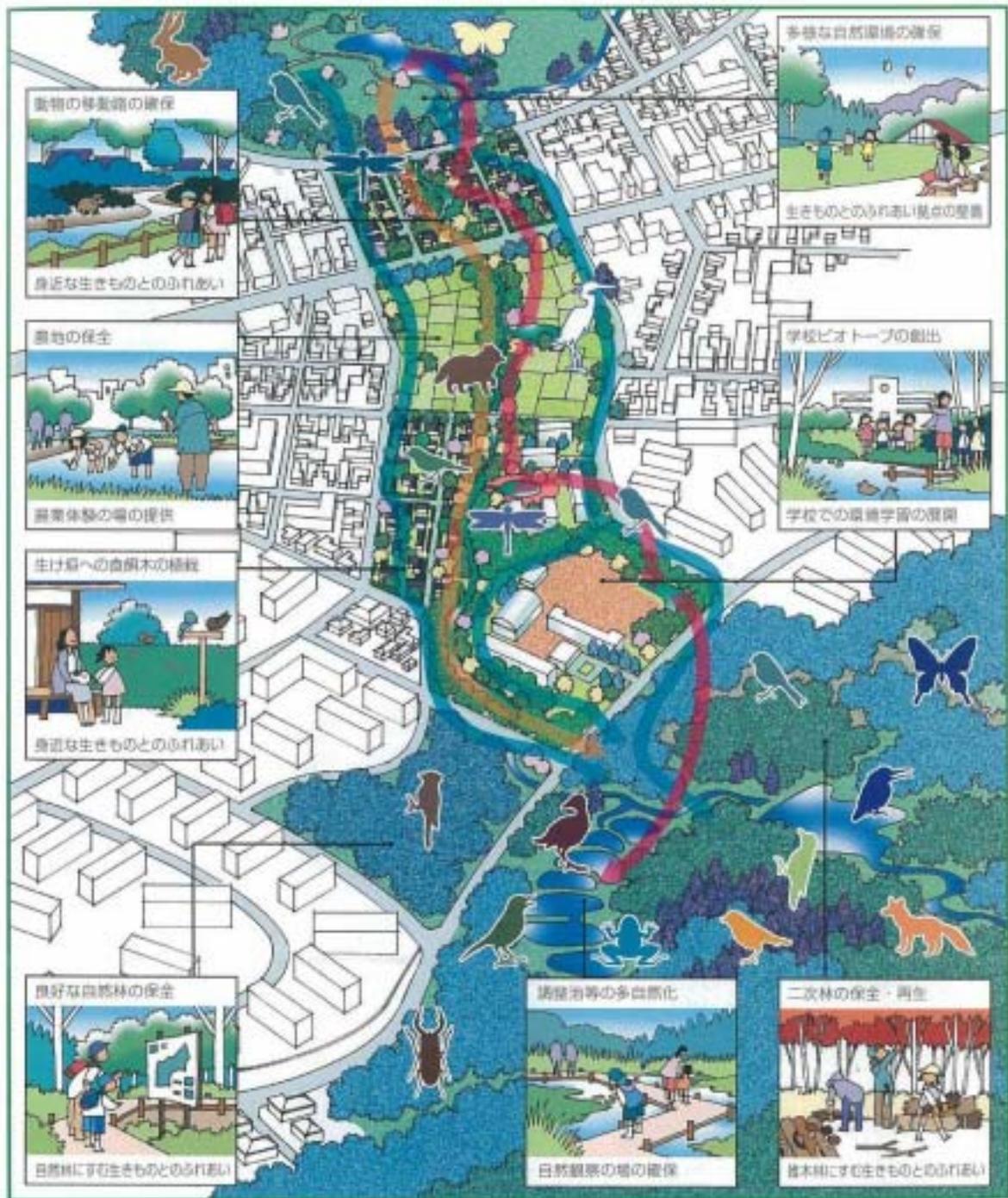
連続した街路樹は、道路利用者に緑陰ややすらぎを提供するとともに、延焼の防止や環境保全等、多様な役割を果たしています。広幅員道路はもとより、幅員が十分に確保されていない道路については、街路樹だけでなく沿道の建築物と一体的な緑化に取り組み、緑のネットワークの形成を図ります。

特に市の骨格となる道路や主要な拠点や施設、観光地を結ぶ道路については、重点的に街路樹や草花でつなく、もてなしの緑の充実を図ります。



道路緑化

エコロジカルネットワーク計画のイメージ図



資料：都市のエコロジカルネットワーク（財団法人 都市緑化技術開発機構）

7. 緑を介して人と人との笑顔あふれるふれあいを育みます

緑を支える組織・人材の充実

市民主体の活動の促進

現在、市では緑化に関する活動を「八戸市を緑にする会」などと連携しながら実施しており、また一部の公園等の維持管理を地域住民へ委託しています。

市民の間には公園の運営や維持管理、公園づくりさらには自然保全活動について、積極的に関わっていききたいという気運が高まっています。

そのため、市民が主体的に公園の運営や維持管理、街路樹の維持管理、自然保全のための調査等を担うことができるよう、支援する制度の充実とともに、市民団体やNPO等の緑に関する組織の育成に努めます。

緑の人材育成

緑化講習会等の緑化技術の教育を実施し、地域の緑化活動の核となる人材の育成を図ります。さらに、これらの人材とともに緑の保全について専門的な知識を有する人材を、町内会や学校等に派遣し、緑に関する活動を支援する取り組みについて検討します。

庁内組織の連携

庁内で緑に関わりのある部局は多方面にわたっています。そのため、各種事業の実施による緑の保全や緑化を進めるためには、緑の保全と緑化を担う担当課が中心となり、庁内の横断的な連絡調整を行いながら総合的な緑化事業の推進に努めます。

緑の普及啓発

環境教育の充実

環境についての理解と認識を深め、環境保全に対して責任ある行動がとれる力を身につけるためには、自然を慈しみ、育む心を持つための教育が不可欠です。

そのため、市民がいつでも環境学習に取り組める機会の充実を図ります。特に次の時代を担う子どもたちについては、学校と地域社会、関連団体が相互に連携して、八戸公園や南部山公園、水辺の楽



環境教育

校等の自然のフィールドを積極的に活用した、ホタルや水生生物等の自然観察会や体験学習の実施、情報ネットワークの活用による環境教育の充実を図ります。

緑の情報提供

市民意向調査でも緑に関する情報提供を求める声が高いことから、市のホームページや広報、FM 放送などを活用して、イベントや講習会等の緑の情報提供の充実を図ります。



緑化まつり

緑の相談所の充実

市民が主体的に緑化を推進するためには、ガーデニングや緑化方法等に関する学習が必要であり、その場として八戸公園にある緑の相談所が位置づけられます。

市民意向調査によると、緑に関する情報提供の充実を求める市民が多いことから、出前講座による緑化支援の実施等、今ある相談所の機能充実を図るとともに、公民館などを活用して身近に相談できる場を新たに設置し、緑化意識・技術の普及を図ります。



緑の相談所

8. 市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

緑をはぐくむ制度の充実

緑化助成制度の充実

生垣設置奨励補助金の交付制度や誕生記念樹の配布等、現制度の継続及び拡充を図ります。



樹木の配布

苗木バンクの設置

八戸在来の樹種を公園や道路、住宅地等の緑化材料として活用するために、市民参加により樹木の苗を育てる「苗木バンク」の設置を検討します。

緑のリサイクル

市内で発生する樹木の剪定枝や枯葉等は、バイオマス資源として肥料や発電等に有効に利用します。また、公共事業や民間住宅の増改築等で不要になった樹木を再利用するために、ホームページ等で情報を提供し緑を斡旋する「(仮称)八戸緑のバンク」の創設について検討します。

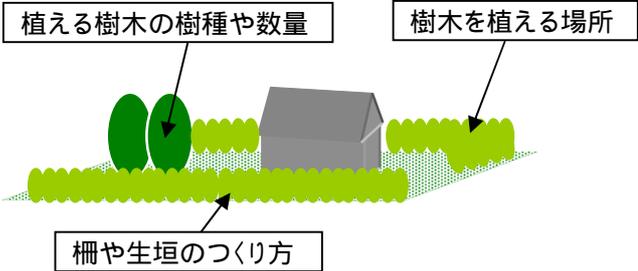
緑地協定の締結の促進

地域や事業所の主体的な緑の保全と緑化の推進に向けて、「都市緑地保全法」に基づき、緑化基準の設定やルールづくり等を行う緑地協定の締結を促します。



統一感のある住宅地の緑化

緑地協定の種類

<p>種 類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協定：土地所有者が2人以上の地域において、土地所有者等の合意により、協定を締結するもの。 ・一人協定：開発業者が分譲前に、市長の認可を受けて定めるもの。
<p>緑地協定を結ぶことによる効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が話し合いにより、協働で緑化を図るため、計画的な緑化が図れ地域の環境・景観が良くなる。 ・住民が協働で緑化活動や管理作業を行うことにより、住民相互のコミュニケーションが図れる。 ・緑地協定は、法律に基づき市が認可するので、長い期間にわたりその緑を保つことができる。
<p>緑地協定で定める主な事項</p>	

提案型緑のまちづくり制度の創設

市民から提案があった公園や街路樹などの整備計画の実現化を図る、提案型の緑のまちづくり制度の創設について検討を進めていきます。

緑の顕彰制度の創設

市民が主体的に行っている緑の保全や創出の活動について、その功績をたたえる顕彰制度の創設を検討します。

八戸市都市緑化基金の充実等

市民や事業者の緑化活動の支援及び緑の保全を進めるための資金として、「八戸市都市緑化基金」の充実に努めます。さらに、市民ファンドや公債を活用した緑の創出や保全に関する活動を支えるための、新たな財政支援の仕組みについても検討します。

緑をまもる制度の創設

緑の条例の制定

緑の保全及び創出を総合的に推進するために、市民協働の緑のまちづくりの方針や市民・事業者・行政の適切な役割分担、市民緑地や保存樹・保存樹林の指定の要件や支援などを示した「(仮称)八戸緑の条例」を、市民の意見を踏えながら検討を進めていきます。

アダプト制度の創設

市では、ボランティアで道路や公園等の清掃活動を行う「はちのへクリーンパートナー」制度を設け、環境の美化に努めています。

今後は、公園や街路樹について清掃活動だけでなく樹木の管理等を担う制度「アダプト制度」について、関連部所との調整を図りながら検討を進めていきます。

地域単位の組織づくり

緑化の推進とともに適切な維持管理を進めるため、町内会や学校、事業者などが協働で取り組む地域単位の組織づくりの検討を進めていきます。

地域単位の組織づくりイメージ図

